

特定農林水産物等登録簿

登録番号	第 16号	登録年月日	平成28年9月7日（2016年9月7日）
申請番号	第 26号	申請年月日	平成27年6月24日（2015年6月24日）
特定農林水産物等の区分	第二類 野菜類 かぶ		
特定農林水産物等の名称	やまうち 山内かぶら		
特定農林水産物等の生産地	福井県三方上中郡若狭町山内		
特定農林水産物等の特性	<p>品種の特性は、一般的なかぶは丸みを帯びて肌がきれいであることに比べ、山内かぶらは円錐形で肌に窪みとヒゲ根が多いのが特徴的である。肉質は緻密で硬い。また、葉は大形のびわ葉で多少の切れ込みもあり、毛じがある。草丈は 60~70cm にも達し、野沢菜のようで、かぶ菜としての利用にも適している。</p> <p>利用の仕方としては味噌汁の具としてかぶらと葉を入れるが、普通のかぶではトロトロに煮崩れしてしまうところが、山内かぶらは煮崩れしない。また、葉を細かく刻み、かぶらを扇型に切って塩で押した刻み漬けは、肉質部分は歯ごたえがあっておいしい。</p> <p>平成 23 年 3 月に設立された「伝統の福井野菜振興協議会」において、山内かぶらは、①生産者自らが種を取り栽培している、② 100 年以上前から栽培されている、③地域に根差した作物であることから、「福井の伝統野菜」と認定されている。</p>		
特定農林水産物等の生産の方法	<p>「山内かぶら」の生産方法は以下のとおりである。</p> <p>(1) 品種 品種「山内かぶら」を用いる。 この品種は、生産地（若狭町山内）以外で栽培されていない。 種子の確保については、共同で生産地（若狭町山内）内の畑で 12 月頃、採種用の株を植え替え、かぶの直径が 80mm 以上で、形状が腰高で、肩張のよい円錐形をし、ひげ根が多く、肩から腰にかけてやや緑色を帯びていることを確認し選抜したもののみを植え、他のかぶと交雑しないよう防虫網で囲い生産する。5月下旬頃、採種し、「山内かぶら」の種子とする。</p> <p>(2) 栽培の方法 生産地（若狭町山内）内において、品種「山内かぶら」を用いて栽培する。 畦立て前に基肥と石灰を施用し、9月初旬～中旬まで3～4回に分けて播種する。 播種後薄く覆土し、さらにモミガラを3~4cm厚さにかける。 間引きは、幅 60cm にかぶが 5~6 株になるようにする。 かぶの収穫は 11～2月でピークは 12、1月になる。</p> <p>(3) 出荷規格 出荷は 11～2月、かぶ及び葉であり、病虫害被害がなく、円錐形でヒゲ根の多い特性を有する物以外は出荷しない。</p>		

	<p>(4) 最終製品としての形態 「山内かぶら」の最終製品としての形態は、青果（かぶ）である。</p>
<p>特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由</p>	<p>「山内かぶら」で用いられる品種「山内かぶら」は生産地である若狭町山内の在来品種である。鳥羽村誌によると、「蔬菜は比較的良質のものを産し殊に山内蕪菁の名は古くより喧傳せざるゝ所なり。」とあることから、古くからこの地で栽培されてきた品種であり、「山内かぶら」の特性は品種によるところが大きい。現在の生産者によると、昭和 30 年代末には、山内集落での数人の生産者が自家採種を行い、細々と栽培されていた。昭和 62 年にはいったん栽培する人が途絶えたが、種は福井県農業試験場に保管された。その後、伝統野菜が脚光を浴び始めたことから、その種を譲り受け、平成 8 年より現在の生産者が中心となり再び栽培を始め、徐々に面積を拡大して現在に至っている。</p> <p>また、種子は厳格に一括管理することにより系統が維持されており、生産地のみで栽培されている。</p>
<p>特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績</p>	<p>正確には不明であるが、大正 5 年の鳥羽村誌には、「山内蕪菁」が生産されていた記述があり、少なくとも明治年代より 100 年以上前から栽培されていたと推察される。また、現在の生産者は、昭和 30 年代末においても、細々と栽培されていたことを確認している。昭和 62 年には、栽培者の高齢化等のため、一度中断したが、平成 8 年から、現在の生産者らが栽培を再開し、少なくとも 41 年以上、山内かぶらの生産は継続している。</p>
<p>規則第 6 条第 2 項各号に掲げる事項</p>	<p>第13条第1項第4号ロ該当の有無：該当しない 商標権者の氏名又は名称：－ 登録商標：－ 指定商品又は指定役務：－ 商標登録の登録番号：－ 商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：－ 専用使用权者の氏名又は名称：－ 商標権者等の承諾の年月日：－</p>
<p>登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名</p>	<p>山内かぶらちゃんの会 福井県三方上中郡若狭町山内 42-12 代表 飛永 悦子</p>
<p>(注) 登録事項の変更があった場合には、記録部の登録事項欄に、変更年月日及び変更に係る事項の概要を記載する。</p>	

< 特定農林水産物等の名称の記録部 > (登録番号)	
番号	登録事項欄
< 特定農林水産物等の生産地の記録部 > (登録番号)	
番号	登録事項欄
< 特定農林水産物等の特性の記録部 > (登録番号)	
番号	登録事項欄
< 特定農林水産物等の生産の方法の記録部 > (登録番号)	
番号	登録事項欄
< 特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられる ものであることの理由の記録部 > (登録番号)	
番号	登録事項欄
< 特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実 績の記録部 > (登録番号)	
番号	登録事項欄

< 規則第 6 条第 2 項各号に掲げる事項の記録部 > (登録番号)	
番号	登録事項欄

＜登録生産者団体の記録部＞		（登録番号）
番号	登録事項欄	